

戰後教育資料

IV-6

ME-J 1019

昭和二十六年二月

文部省刊行物

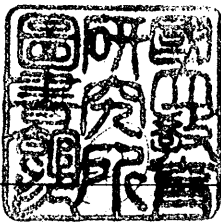
教職員適格審査事務提要 第六集

大臣官房人事課適格審査室

4-2
6

相良	3
----	---

IV-6



まえがき

この本は、教職員の適格審査に関する法令、通知等を実務に役だたせるために編集したものである。

第一に教職員の適格審査に関する現行法令をおさめ、第二に第五集に採録された以後に通知された重要通知をおさめ、第三にこれに関係あるものとして、教職員の公職審査に関する通知等をおさめた。なお本文中に＊を以て示したところは、取扱い上の注意を示したものである。

目次

一、教職員の適格審査に関する法令	
1 教職員の除去、就職禁止等に関する政令	（昭和二十二年政令第六十二号）……………一
2 教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則	（昭和二十五年共同省令第一号）……………三
3 教職員の適格審査会に関する規程	（昭和二十二年文部省訓令第三号）……………二一
二、教職員の適格審査に関する通知	
1 大学教員適格審査委員会の設置について	（事務次官通知昭和二五・三・一三）……………二六
2 大学教員適格審査委員会の審査状況報告について	（適格審査室主事通知昭和二五・四・三）……………二七
3 特殊事情の認められた者について	昭和二五・五・二六……………二八
4 昭和二十二年政令第六十二号第五條第一項の規定の適用をうける者に関する通知について	昭和二五・八・七……………三〇
5 教育委員会委員候補者の適格審査について	（事務次官通知昭和二五・九・六）……………三一
6 教職員の除去、就職禁止等に関する政令等の改正について	（適格審査室主事通知昭和二五・九・六）……………三三
7 本年度卒業の教員養成諸学校生徒の教職適格審査について	昭和二五・一一・一一……………三八
8 非常勤の職員の適格審査について	（人事課長通知昭和二五・一二・二〇）……………三九
9 公職に関する覚書該当書該当者としての指定を解除された者の教職適格審査について	（事務次官通知昭和二五・一二・二八）……………四〇
三、その他	
1 教職員の公職資格審査について	（人事課長通知昭和二五・二・一一）……………四二
2 恩給給與規則第十九條の二	（昭和二十五年政令第三百三十二号抄）……………四五

政令オシロイ四号

教職員の除き、就職禁止等に関する
政令の一新を改正する政令

附則

ス、文部省設置法(昭和十四年法律百四十五号)の一部を次のように改正する
オシロイ四号オシロイ中

中央教育審議会
格賞委員会

教職員を除き、就職禁止等に関する政令に基き、教職不適格者と
判定された者の再審査及び就職不適格者と判定された者の清浄
による恩給、年寄等の優遇の審査並びに同令附則オシロイの規定に基き
審査を行うこと

教職員通格
再審査会

教職員の除き、就職禁止等に関する政令に基き、教職不適格者と
しての指定の解除の審査、教職不適格者としての指定に関する
再審査及び教職不適格者として、その恩給等を受け、権利又
は資格を失われ、場合の審査を行うこと

改め

一 教職員の適格審査に関する法令

1 教職員の除去、就職禁止等に関する政令

(昭和二十二年五月二十一日政令第六十二号)

△昭シス大、シシ 政令オシロイ四号改正

(沿革) 昭和二十三年八月政令第二二八号、二五年九月第二八五号改正

朕は、ここに昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き昭和二十一年
勅令第二百六十三号教職員の除去、就職禁止及び復職等に関する勅令を改正する政令を公布する。

第一條 昭和二十年十月二十二日附連合国最高司令官覚書日本教育制度に関する管理政策に関する件及び同月三十日
附教員及び教育関係官の調査、除外及び認可に関する件(以下教職に関する覚書という。)に基き教職員の除去、就
職禁止等については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令において教職とは、国立、公立又は私立の学校の教員その他の職員、教育関係の公務員(日本国有
鉄道の職員を含む。)教育委員会の委員及び教育に関する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをい
う。

第三條 教職に関する覚書に掲げる職業軍人、著名な軍国主義者若しくは極端な国家主義者又は連合軍の日本占領の
目的及び政策に対する著名なる反対者に該当する者としての指定を受けた者(以下教職不適格者という。)が教職に
在るときは、これを教職から去らしめるものとする。

2 教職不適格者は、あらたに教職に就くことができない。

第三條の二 教職不適格者は、教育委員会の委員の候補者となることができない。

11

省令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令、農林省令 第一号)の全部を改正する命令を次のように制定する。

教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則

(審査基準)

第一條 教職員の除去、就職禁止等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号。以下「令」という。)第四條の規定による教職員適格審査委員会(以下「審査会」という。)の審査において教職不適格者と判定すべき基準は、別表第一による。

(教 職)

第二條 令第二條の規定により、教職を別表第二の通り指定する。

(解 職)

第三條 文部大臣は、私立学校の教員その他の職員又は教育に関する法人の役員が教職不適格者としての指定を受けたときは、令第三條の規定により、これを解職又は解任することができる。

(指 定)

第四條 令第四條の規定による教職不適格者としての指定は、本人に対する通知によつて行ふ。但し、本人の住所を知ることができないときは、官報又は都道府県の一定の公告式による公告をもつて通知に替へることができる。

2 前項の通知又は公告は、別表第二第一項から第八項までに掲げる教職にある者並びに同表第九項及び第十項に掲げる教職にある者で九級以上の職にある者(これらの教職につきとうとする者を含む。以下同じ。)については文部大臣が、同表に掲げるその他の教職にある者(これらの教職につきとうとする者を含む。以下同じ。)については都道府県知事が行ふ。

(恩給その他の利益)

△(指定の解除) 令第四條の三のイの項の規定による教職不適格者としての指定の解除は、本人に対する通知によつて行ふ。但し、本人の住所を知ることができないときは、官報又は都道府県の一定の公告式による公告をもつて通知に替へる。この場合、令第五條第二項の規定による免除は、文部大臣が審査会の審査の結果に基づいて行ふ。

2 又都道府県知事は、令第四條の三のイの項の規定による教職不適格者としての指定の解除は、本人に対する通知によつて行ふ。但し、本人の住所を知ることができないときは、官報又は都道府県の一定の公告式による公告をもつて通知に替へる。この場合、令第五條第二項の規定による免除は、文部大臣が審査会の審査の結果に基づいて行ふ。

第五條 公私の恩給、年金その他の手当若しくは利益を現に受けている者又は受ける資格のある者で令第五條第一項の規定により、その権利又は資格を失う者については、文部大臣又は都道府県知事は、前條第一項の通知又は公告をするときは、その旨をあわせてこれらの給與をする者に通知し、通知しなければならぬ。

2 令第五條第二項の規定による免除は、文部大臣が審査会の審査の結果に基づいて行ふ。
3 文部大臣は、前項の規定による免除をしたときは、直ちに本人及び第一項の給與をする者に対しその旨を通知しなければならない。

(調査表)

第六條 令第六條の規定による調査表は、別記様式第一による。

前項の調査表は、別表第二第一項から第八項までに掲げる教職にある者並びに同表第九項及び第十項に掲げる教職にある者で九級以上の職にある者については文部大臣が、同表に掲げるその他の教職にある者については都道府県知事がそれぞれ二通徴取しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により徴取した調査表のうち一通を文部大臣に送付しなければならない。

4 文部大臣又は都道府県知事は、第二項の調査表を徴取したときは、直ちにこれを審査会の審査に付さなければならない。

(教職適格確認書)

第七條 文部大臣又は都道府県知事は、審査会の審査の結果に基づいて教職不適格者でないことを確認した者に対し、その者から申請があつたときは、別記様式第二の教職適格確認書(以下「確認書」という。)を交付するものとする。

(教育委員会の委員の立候補者の確認の申請)

第八條 教育委員会の委員の候補者の立候補について、届出又は推薦届出をしようとする者は、第六條第二項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会の委員の候補者については文部大臣に対し、市(特別区を含む。以下同じ。)

町村の教育委員会の委員の候補者については都道府県知事に対し、その指定する期日までに調査表二通を提出しなければならぬ。但し、前條の確證書を有する者については、この限りでない。
(読替規定)

第九條 別表第二第五項、第六項及び第七項に掲げる教職にある者及びこれらの教職につこうとする者について、第九條から第七條までの規定を適用する場合においては、文部大臣とあるのは、関係主務大臣と読み替えるものとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

別表第一

- 一 講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて、左の各号の一に当る者
- 1 侵略主義若しくは好戰的国家主義を鼓吹し、又はその宣伝に積極的に協力した者並びに學説をもつて大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策及び滿洲事變、支那事變又は今次の戦争に、理念的基礎を與えた者
 - 2 独裁主義又はナチ的若しくはファシストの全体主義を鼓吹した者
 - 3 人種的理由によつて、他人を迫害し、排斥した者
 - 4 民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣伝した者
 - 5 自由主義、反軍国主義等の思想を持つ者、又はいずれかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として迫害又は排斥した者
 - 6 右の各号のいずれにも当たらないが、軍国主義若しくは極端な国家主義を鼓吹した者、又はそのような傾向に迎合して、教育者として思想的節操をかくに至つた者
- 二 ナチ政權若しくはファシスト政權又はその機關の顧問、囑託等又は軍国主義的あるいは極端な国家主義的団体と

特別の關係を持ち、その政策を行うことに協力した者

三 行爲あるいは義務の不履行により、連合國軍の日本占領の目的と政策に反対の態度を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した者

四 官公吏であつて、その職務を行うに当り宗教を迫害し、又は弾圧した者

五 軍国主義的又は極端な国家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に関する刊行物の編集に當つた者

六 昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された連合國の領土内で日本軍の援助の下に、學問上の探検あるいは発掘事業を指揮し、又はこれに参加した者

七 連合國最高司令部によつて、個人的に罷免の指令を受けた者

八 昭和二十一年一月四日付連合國最高司令官覺書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に関する付附属書A号」に該当する者及びその他すべての職業軍人

九 職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者但し、陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官は、この限りではない。

十 昭和十七年七月七日以降次に掲げる學校又は教育施設を卒業した者又は次に掲げる教職にあり、その學校の教育方針に対し責任ある者であつて、現在退職してゐて、あらたに教職につこうとする者、但し、その後次に掲げる學校又は教育施設以外の大學高等專門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者は、この限りではない。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 東京農林專門學校附設第二拓殖訓練所 | 2 盛岡農林專門學校附設第一拓殖訓練所 |
| 3 三重農林專門學校附設第二拓殖訓練所 | 4 宮崎農林專門學校附設第三拓殖訓練所 |
| 5 拓殖大學商學部拓殖學科 | 6 拓殖專門學校開拓科及び司政科 |
| 7 福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科 | 8 興業專門學校本科及び專修科 |
| 9 明治大學專門部興業科 | 10 日本大學專門部拓殖科 |

- 11 東京農業大学専門部拓殖科
- 13 東亜同文書院(学部及び附属専門部を含む。)
- 15 興亜練成所
- 17 満蒙開拓指導員養成所
- 19 神宮皇学館大学附属専門部
- 21 前三号以外の神職養成を目的とする学校
- 十一 昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に、次に掲げる官職に、通じて二年以上在職した者
- 1 内務省警保局の勅任官及び奏任官
- 2 文部省思想局又は教学局関係の事務に従事した勅任官及び奏任官
- 3 国民精神文化研究所、国民練成所、教学練成所、興亜練成所、興南練成院及び大東亜練成院の勅任官及び奏任官
- 4 情報局の総裁、勅任官及び奏任官
- 5 特別高等警察関係官吏
- 6 思想檢察又は保護觀察、予防拘禁官吏
- 十二 次のような団体のいすれかに対し、時期を問はず次のような関係のあつた者
- 1 創立者、役員又は理事であつた者
- 2 要職を占めた者
- 3 すべての刊行物又は機関誌紙の編集者
- 4 自発的に多くの寄附(寄附した金額又は財産の価格が絶對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの)をした者

団体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)第四條の規定により解散した団体
 原理日本社 日本学生協会 朱光会 全国大学教授連盟 日本法理研究会 七生社

別表第二

- 一 大学の長、教員及びその他の職員の職
- 二 私立大学を設置する学校法人(私立大学を設置する民法による財団法人を含む。の役員)の職
- 三 文部大臣及び文部省の職員(国立学校の長、教員及びその他の職員を除く。の職
- 四 大日本育英会の役員)の職
- 五 左に掲げる教育施設の長、教員及びその他の職員の職
- 1 警察大学校、管区警察学校、都道府県警察学校及び国家消防庁が消防指導員の養成のために設ける施設
- 2 法務府研修所並びに中央矯正保護研修所及び地方矯正保護研修所
- 3 外務省研修所 4 税務講習所(支所を含む。)
- 5 国立教護院、国立病院附属高等看護学院及び国立光明寮
- 6 第二水産講習所
- 7 海技専門学院、商船学校、航海訓練所、海員養成所、海上保安学校及び氣象技術官養成所並びに日本国有鉄道の鉄道教習所、鉄道病院看護婦養成所、職員養成所及び技能者養成所
- 8 郵政職員訓練所及び郵政省附属の通信病院において看護婦を養成し又は訓練する施設
- 9 電氣通信職員訓練所及び電氣通信省附属の通信病院において看護婦を養成し又は訓練する施設
- 六 教育刷新審議会の委員及び臨時委員の職
- 七 運輸省及び日本国有鉄道の教育主管課の長及び職員)の職
- 八 都道府県の教育委員会の委員の職

- 九 都道府縣の教育委員会の教育長及び事務局の職員の職
- 十 都道府縣において左に掲げる事務を行う課の長及び職員の職
 - 1 都道府縣立大学に関する事務
 - 2 私立学校及び私立各種学校に関する事務並びに私立学校及び私立各種学校を設置する法人に関する事務
 - 3 教職員の適格審査に関する事務
- 十一 市町村の教育委員会の委員の職
- 十二 市町村の教育委員会の教育長及び事務局の職員の職（教育委員会の設置されていない市においてこれらの職員が行う事務に相当する事務を行う職員を含む。）
- 十三 市において左に掲げる事務を行う課の長及び職員の職
 - 1 市立大学に関する事務
 - 2 私立学校に関する事務
- 十四 大学以外の学校又は各種学校の長、教員及びその他の職員の職
- 十五 私立大学以外の私立学校を設置する学校法人（私立大学以外の私立学校を設置する民法による財団法人を含む。）又は私立各種学校を設置する法人の役員（私立各種学校を設置する私人を含む。）の職
- 十六 私立学校審議会の委員の職
- 十七 警視庁警察学校、大阪市警視庁警察学校、都道府縣又は市の設置する消防職員若しくは消防団員の訓練機関及び教護院（国立教護院を除く。）の長、教員及びその他の職員の職並びに教護院を設置する法人の役員教護院を設置する私人を含む。）の職
- 十八 公民館、図書館及び博物館の長及び職員の職並びにこれらの施設を設置する法人の役員（博物館を設置する私人を含む。）の職
- 十九 社会教育委員の職並びに公民館運営審議会及び図書館協議会の委員の職

二十 前各項に掲げるもののほか都道府縣又は市町村の教育関係機関又は教育関係施設であつて文部大臣が告示をもつて指定するものの長、教員及びその他の職員の職

備考

- 一 この表中、職員には雇よう人又はこれに準ずるものを含まないものとする。
- 二 この表中、学校には学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八条の従前の設定による学校を、大学には同法同条の従前の設定による大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

別記様式第一

調査表

（記載上の一般的注意）

- 一 本調査表は、文部大臣若しくは関係主務大臣又は都道府縣知事に対して二通提出しなければならない。
- 二 記載事項は、楷書で明瞭に記入しなければならない。
- 三 各記載事項は、空白のままにしないように正確に且つ良心的に記入しなければならない。
- 四 各記載事項中該当事項のない場合は「該当なし」又は「該当事項なし」等の文句を用いて記入しなければならない。
- 五 記載すべき空欄に充分の余白がない場合は、補助紙を用い、「補助紙に続く」等の字句を記入して、いずれの記載欄の補助紙として用いたかを明かにしなければならない。
- 六 この調査表の重要な事項について虚偽の記載をし、又は事実をかくした記載をした者及び調査表を徴せられて提出しない者は、昭和二十二年政令第六十二号第八條の設定により、三年以下の懲役もしくは禁錮又は一万五千円以下の罰金に処せられる。

官公署学校名		第 号
氏 名		

第一頁

イ 個人的事項

一 地 位

(イ) 就こうとする地位(公選による候補者の場合は選挙の種類と選挙区)

(ロ) 現に保有する一切の公職(職務の級を附記し職務内容を明示すること)

二 氏名(振仮名をつけること)

三 従来使用し又は一般に通用してゐる他の名称(通称、筆名等)

四 生年月日

五 出生地

六 身長(米)

七 体重(斤)

第二頁

八 傷あと、特徴又は不具

九 現住所(略記しないこと、電話番号)

一〇 本籍地(略記しないこと)

一一 逮捕されたことのある一切の事例及びその理由並びに有罪の判決を受けたことのある一切の犯罪の例記

一二 現に保有する一切の公職の職級

第三頁

ロ 学業、職業及び軍務の履歴

一三の一 学業の履歴(在学し又は卒業した最終の学校及び学科と施設規則別表第一一〇項に該当する学歴を有する者は、その履歴を詳細に記載すること。但し、年月日順に列記すること。)

年 月 日	学 校 及 び 学 科	入 学 退 学 卒 業 等	備 考

一三の二 職業の履歴 昭和六年一月一日以後就いた一切の職業並びに同日以後在任した一切の地位(私的企業における地位を含む。)及び職務内容(職務上担当した事項を具体的に且つ詳細に記載すること)

官職については、前項の時期の前後を問わず一切の官職(都道府県市区町村の官公職を含む。職種及び級別並びに職務内容を附記すること)

就 職 及 び 退 職 年 月 日	職 業 (官 職)	官 等 等 級 待 遇 職 種 及 び 級 別	職 務 内 容	会 社 団 体 の 事 業 内 容 及 び 所 在 地

第四頁

一四 軍務の履歴

(イ) 陸海軍高等武官として保有した一切の階級、服役関係、勤務した部隊及び職(勤務当時の階級を附記すること)並びに卒業した陸海軍部内の学校名及び幹部候補生、二年現役見習尉官その他高等武官として任命されるに至るまでの経歴(すべて年月日を記載すること)

(ロ) 陸海軍判任武官若しくは兵として又は軍属その他の軍人以外の職員として昭和二十二年閣令、内務省令第一別表第一第二号のに掲げる勤務(憲兵隊等の特別若しくは秘密諜報機関)をした部隊及び職(勤務当時の判任武官の階級、兵の等級職階又は軍属等の階級待遇を附記すること)並びに服役(軍人として勤務した者に限る。)

(すべて年月日を記載すること)

(ハ) その他一切の軍務に関する履歴(すべて年月日を記載すること)

第五頁

ハ 団体の会員

一五 大政翼賛会、翼賛政治会又は大日本政治会及びこれらの関係団体との関係
各会各団体の本部又は都道府県支庁郡市区町村支部の会員、創立者、組織者又は役員であつたことの有無並びにその地位及び職務内容更にこれらの団体の刊行物の編集者として活動したことの有無又はこれらの団体のため何らかの支部若しくは特別の活動を組織したことの有無及びその事実

就職及び退職年月日	所属団体名	役職名	職務内容	団体の事業に關係した程度及び刊行物の編集その他の活動状況

第六頁

一六 社交、政治、軍事、愛国、職業、文化、名譽、体育その他の諸団体との関係

昭和二十二年閣令、内務省令第一号別表第三号に掲げる団体(解散団体)及び在郷軍人会等種類の如何を問わず一五に掲げる以外の政党、その他の党派、結社、協会、懇親団体、クラブ、組合、学会等の会員であるか又は会員であつたことがあればその団体名
右団体において創立者、組織者、指導者その他の要職を占めたことの有無及びその地位及び職務内容並びに右の団体の刊行物の編集者であつたことの有無
前三項の記載にはこれらの諸団体と關係のあつた期間を明記すること

就職及び退職年月日	所属団体名	役職名	団体の事業目的	職務内容	団体の事業に關係した程度及び刊行物の編集その他の活動状況

第七頁

一七 各種団体に対する寄附

正設の会費を除く外、一五及び一六に掲げる諸団体に対し直接又は間接に金銭又は財産を寄附(自己に代り又は自己の勸奨若しくは勢力により個人又は団体のした一切の寄附を含む。)したことの有無及びその詳細

寄附年月日	寄附金額又は物件名	寄附先	寄附の目的又は動機等の詳細

第八頁

一八 各種団体から受けた榮譽

一五及び一六に掲げる諸団体から何らかの称号、階級、徽章、賞状その他の榮譽を受けたことの有無又は日本政府若しくは外国政府から特別の榮譽、徽章、賞状を受けたことの有無及び若しあればその榮譽の種類並びにこれを受けた年月日及び事由

榮譽を受けた年月日	榮譽の種類	授与団体名	榮譽を受けた事由

第九頁

ニ その他の職務履歴

一九 ロ項及びハ項に記載した以外の職務履歴

(イ) 兼務、無給又は名誉職等の地位陸海軍若しくは各省その他の官庁及び地方公共団体を代表して又は大政翼賛会、翼賛政治会若しくは大日本政治会又はこれらの機関、関係団体若しくは後継団体を代表して昭和六年一月一日以後兼務無給又は名誉職として占めた地位

(ロ) その他の職務

軍事、警察、法律執行、保安若しくは諜報に関する機関、保護観察に関する機関又は思想、言論、宗教若しくは集会の統制に係る機関において昭和六年一月一日以後従事した一切の種類の職務

在職期間 自年月日 至年月日	団体又は機関の 名称及び種類	占めたことのある最高の地位若 しくは階級又は勤務の種類	上記最高地位又は 階級に就いた日	職務 内 容
(イ)				
(ロ)				

第一〇頁

ホ 著述及び演説

二〇 昭和六年一月一日以後全部又は一部を著述し又は編集した一切の刊行物についてその名称、概要、目的、発行の日、発行者名及び概略の発行部数並びに右期日以後した一切の公開演説についてその演題、概要、目的、演説の日及び概略の聴衆版数並びに右出又は演説が何らかの機関の後援によつた場合は右機関の名称

著述及び演題	著述及び演説の梗概	著述及び演説の目的	発行又は演説年月 日及び演説場所	発行部数又は聴衆版数及び 読者並びに聴衆の種類	発行者及び後 援機関名

〔本項の記載には補助紙を適当に用いること、該事項がないときは本欄に「なし」と記載すること〕

第二一頁

ヘ 法人その他の団体における地位

二一 記載済のものを除く外、昭和六年一月一日以後就いた一切の法人その他の団体の理事その他の執行機関の地位（本務たると名誉職たるとその他如何なる種類たるとを問わず）及び勤務の場所（内地、朝鮮、台湾等の別又は外国の国別）

法人、会社その他金融、 産業又は産業団体の名称	地位及び職務内容	就職及び退職の年月日	勤 務 の 場 所

第二二頁

ト 株式等の所有又は支配

二二 昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間において、昭和二十二年閣令、内務省令第一号別表第二の第十二号に掲げる会社、銀行等において直接又は間接に所有し又は支配した株式又は出資の額面額の合計額が公称資本金額の百分の一以上であつた場合は次の表に左の事項を記載すること

一 会社、銀行の名称

二 昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間において直接又は間接に所有し又は支配した最大の株数又は出資口数

三 前号の額面額の合計額

五 前二号の所有又は支配の始期及び終期

四 前号の額の公称資本金額に対する百分率
六 名義人が他人の場合はその他人との関係

一 行等 の 名	二 株式の数及び出資の口数		三 額 面 額		四 資本金に 対する百 分率	五 所有又は 支配の始 期及び終 期	六 名義人 との関 係
	議決権の あるもの	議決権の ないもの	議決権の あるもの	議決権の ないもの			

備考 第四欄は第三欄の額面額をその時の公称資本金額で除した百分率を記入すること又昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間における最大百分率がこれと異なるときは括弧書きでこれを記入すること

第一三頁

チ 海外旅行及び滞留

二三 滞留又は旅行したところのある外国(内地以外のすべての地域)の名並びに滞留又は旅行の年月日及び目的(詳細に記載すること)

国	名	至自 年 年 月 月 日 日	目 的 (詳細に記載すること)

第十四頁

リ 備考

二四

一 公職適否審査の設定(昭和二十二年勅令第一号及び閣令、内務省令第一号)により既に審査済の場合は左の事項を記載すること

(イ) 審査された地位(所属官庁、会社、団体名及びその役職名)

(ロ) 審査の結果(パス又は該当)及びその年月日(司令部より承認のあつた場合はそれも附記すること)

二 三親等内の親族に覚書該当者として指定を受け、公職から退き又は公職を拒否された者がある場合は左の事項を記載すること

(イ) 覚書該当者の氏名

(ロ) 指定を受け退職し又は就職を拒否された地位

(ハ) 本人と覚書該当者の続柄

三 備考

第十五頁

この調査表の記載は真実であり且つ完全であることを確言する。私のこの調査表の重要な事項について虚偽の記載又は事実をかくした記載をし、又、調査表を徴せられて提出しないときは昭和二十二年政令第六十二号第八條の設定により、犯罪を構成し三年以下の懲役若しくは禁錮又は一万五千元以下の罰金に処せられることを諒承する。

昭和 年 月 日

上司証明書

(署名)

(捺印)

(備考) 本証明書は教職に在る者については上司又はその責任者、教職に就こうとする者については本人の採用に関し責任のある者が署名しなければならない。

右は本人の眞正な署名及び捺印であることを証明する。

左記事項を除く外、この調査表の記載事項は、私の知つてゐる限りにおいて眞実であることを証明する。

私はこの証明書に虚偽の記載又は事実をかくした記載のあつたときは昭和二十二年政令第六十二号第八條の設定(この内容は表紙所掲記載上の一般的注意の第六項に記載されている。)により犯罪を構成し訴追を受け刑罰に処せられることを諒承する。

記(該当事項のないときは「なし」と記入する。)

昭和 年 月 日

(教職)

(署名)

(捺印)

別記様式第二
第 号

教職適格確認書

住 所

氏 名

年 月 日生

右の者は、昭和二十二年政令第六十二号第六條の設定によつて提出した書面を審査したところ、昭和二十年十月二十二日付連合国最高司令官覚書日本教育制度に関する管理政策、同月三十日付同覚書教員及び教育関係官の調査、除外、認可に関する件に掲げてある條項に当たらない者であることを確認する。

昭和 年 月 日

文部大臣

(都道府縣知事)

(印)

備考 この教職適格確認書は、本人の提出したところの昭和二十二年政令第六十二号第六條の規定による書面にいつわりのことを書いてあつたり、又は書かねばならないことを書いてなかつたときは、その効力はない。

3. 教職員の適格審査会に関する規程

昭和二十二年五月一日文部省訓令第三号

(沿革) 昭和二十二年五月文部省訓令第五号、六月第七号、九月第一〇、一二月第一二号、二三年五月第三号、七月第六号、八月第七号、一二月第九号、二五年三月第四号、九月第五号改正

文 部 省
国 公 私 立 大 学
都 道 府 県

教職員の適格審査をする委員会に関する規程を次のように改正する。

教職員の適格審査会に関する規程

第一條 教職員の適格審査会(以下「審査会」という。)は、これを分け、都道府縣教職員適格審査会、大学教員適格審査会、教職員適格審査会及び中央教職員適格審査会とする。

2 都道府縣教職員適格審査会は、都道府縣知事が設け、その都道府縣において、「教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則」(昭和二十五年総理府令、法務府令、外務省令、文部省令、厚生省令、農林省令、

運輸省令、郵政省令、電氣通信省令第一号。以下「施行規則」という。別表第二第九項から第二十項までの一に当る者（但し、第九項及び第十項の一に当る者で九級以上の職にある者を除く。）を審査する。

3 大学教員適格審査会は、大学長が設け、その大学の職員を審査する。

4 教職員適格審査会は、文部大臣が設け、施行規則別表第二第二項から第四項まで及び第八項の一に当る者（但し大学の教員を除く。）並びに同表第九項及び第十項の一に当る者で九級以上の職にある者を審査する。

5 中央教職員適格審査会は、文部大臣が設け、施行規則別表第二第二項から第四項まで及び第八項から第二十項までの一に当る者を再審査する。

6 都道府県教職員適格審査会及び教職員適格審査会は、第二項及び第四項に規定するものの他、施行規則別表第二第五項、第六項及び第七項の一に当る者を審査することができる。

7 中央教職員適格審査会は、第五項に規定するものの他、施行規則別表第二第五項、第六項及び第七項の一に当る者を再審査することができる。

第二條 都道府県教職員適格審査会は、都道府県知事が委嘱する五名の審査委員で組織する。

2 前項の五名の委員中、一名は学校長、一名は学校長以外の教員とする。

3 前條第一項及び第七項の規定による審査の場合は、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は関係各庁（日本国有鉄道を含む。以下同じ。）の職員の中から一名を都道府県知事が委嘱する。

第三條 大学教員適格審査会は、大学長が委嘱する五名の審査委員で組織する。

2 前項の場合学部を有する大学の審査委員は、なるべく各学部を代表するよう組織されなければならない。

第四條 教職員適格審査会は、文部大臣が委嘱する七名の審査委員で組織する。

2 第一條第六項及び第七項に規定する審査の場合は、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、関係各庁の職員の中から一名を文部大臣が委嘱する。

教職員適格審査会（以下「再審査会」という）の組織及び運営については、教職員適格審査会令（昭和三十一年政令第二百三十五号）の定めるところによる。

第五條 中央教職員適格審査会は、文部大臣が委嘱する十名の審査委員で組織する。

2 第一條第六項及び第七項に規定する審査の場合は、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、関係各庁の職員の中から一名以内を文部大臣が委嘱する。

第六條 審査会に、幹事、書記のおの若干名を置くことができる。

第七條 審査会を設置したときは、設置者は、審査委員の名簿と各委員の調査表を添え、直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならない。委員を補充したときも同様である。

第八條 各審査会の委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

第九條 文部大臣が審査会の組織を不適当であると認めたときは、審査委員の全部又は一部の変更を命ずることができる。

第十條 各審査会は、設置者が招集する、但し、審査会成立後は、審査委員長が招集する。

第十一條 各審査会の委員長は、審査委員の互選によつて定める。

2 審査会に副委員長を置くことができる。

第十二條 審査会の審査は、非公開とし、原則として書面とする。但し、審査に付せられた者、又は再審査の請求をした者を審査会に出頭させ、事実の陳述をさせても差支えない。

2 審査会が必要と認めたときは、現地について事実を調査し、その他の資料を集めることができる。

3 審査の資料は、文書又は責任ある陳述とする。

第十三條 審査会が必要と認めたとき、又は審査に付せられた者の請求があつた場合は、審査に付せられた者又は関係人を審査会に招いて、事実の陳述をさせることができる。

第十四條 審査会の審査判定は、審査委員の過半数でこれを決する。但し、可否が同数のときは審査委員長がきめるところによる。

二二

2 表決は、無記名投票による。

第十五條 審査会の審査判定の結果を、都道府県教職員適格審査委員長は文部大臣と都道府県知事に、大学教員適格審査委員長、教職員適格審査委員長、（以下略）中央教職員適格審査委員長は文部大臣に、それぞれ知らせなければならない。

第十六條 審査委員長は、審査会において不適格の判決をした場合には、前條の通知をするとともに、これを不適格の判定を受けた者に知らせなければならない。なお、通知をするに当り判定理由を詳述し、該当條項を知らせなければならない。

第十七條 審査会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

一 調査表、二 審査記録、三 適格者名簿、四 不適格者名簿、五 その他審査に関する一件書類

第十八條 都道府県教職員適格審査会、大学教員適格審査会又は教職員適格審査会において不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、中央教職員適格審査会に再審査を請求することができる。

第十九條 中央教職員適格審査会において不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

第二十條 前項の場合、文部大臣がその判定を不当と認めたときは、適格と判定することができる。

第二十一條 都道府県教職員適格審査会、大学教員適格審査会又は教職員適格審査会の判定について、文部次官又は都道府県知事が不当と認めたときは、中央教職員適格審査会に再審査を請求することができる。

第二十二條 中央教職員適格審査会の判定について、文部次官又は都道府県知事が不当と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

第二十三條 前項の場合、文部大臣がその判定を不当と認めたときは、適格又は不適格と判定することができる。

第二十四條 第十八條及び第十九條の再審査、又は特別の審査の請求は、第十六條の通知を受けた日から三週間以内

としなければならない。

第二十五條 文部大臣が特に必要と認めたときは、各審査会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

第二十六條 (削除)

第二十七條 文部大臣が、教職不適格者の恩給等を受ける権利又は資格の喪失についての免除をしようとする場合には、中央教職員適格審査会の審査に付さなければならない。

第二十八條 昭和二十二年政令第二十号附則第四項の規定による指定の解除にあつては、文部次官、学校長又は都道府県知事の請求に基づき、中央教職員適格審査会の審査に付さなければならない。

第二十九條 都道府県教職員適格審査会、大学教員適格審査会、又は教職員適格審査会において不適格の判定を受けた者が、中央教職員適格審査会に再審査を、又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査が確定するまで職務の執行を停止される。

第三十條 各審査会の審査委員その他の関係者は、昭和二十二年勅令第十五号の施行について、その精神並びに條文を良心に従い公正に行う個人的責任を負う。

附則

1 この訓令は、公布の日から、これを施行する。

2 昭和二十二年勅令第十五号に基き、審査委員会に関する規程により設置された学校集団教員適格審査委員会に於いて判定を受けた者の再審査及び特別の審査については、この訓令の第十八條、第二十條及び第二十二條の規定を準用する。

3 この訓令を施行した後、都道府県教員適格審査委員会、大学教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会というときは、従前の規程により設置されたそれぞれの審査委員会を含むものとする。又教職員適格審査会という

昭和二十五年三月十一日
文部省
大学教員適格審査委員会
第一條
この訓令施行の日以前に在りては、正前の第十一号の訓令に基き、又、特別の審査を求めた者、又は、
その訓令施行の日以前に在りては、この訓令施行後は、教職員適格審査委員会において引当き、これを審査するものとする。
附則
この訓令施行の日以前に在りては、正前の第十一号の訓令に基き、又、特別の審査を求めた者、又は、その訓令施行後は、
教職員適格審査委員会において引当き、これを審査するものとする。

きは、従前の規程により設置された教育職員適格審査委員会及び学校集団教員適格審査委員会を含むものとする。
第一條 第一項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、教職員適格審査委員会は、昭和二十五年三月一日以後
設置される学校教育法第九九條の規定による短期大学の教員を審査するものとする。

二 教職員の適格審査に関する通知

1 大学教員適格審査委員会の設置について

(昭和二十五年三月十三日文人適第五六号 文部事務次官発大学長宛)

きたる四月一日から、各大学に大学教員適格審査委員会を設置されることとなりましたからそれについての準備を
願います。

なお設置の際は、別記様式により適格審査室あて御報告をお願いします。

別紙様式

適格審査委員会の構成員名簿

A 委員会の委員名簿

区分	氏名	職名	審査判定年月日	委嘱年月日

B 審査事務担当者名簿

大学名

区分	氏名	職名	審査判定年月日	就任年月日
幹事				
書記				

各委員の履歴書一通添付のこと

・別記様式はA Bとも横書、規格はB 5版とされている。

2 大学教員適格審査委員会の審査状況報告について

(昭和二十五年四月三日文人適七五号 適格審査室主事発国公立大学長宛)

今般設置された貴学教員適格審査委員会の審査状況については、別記様式によつて毎月報告することになりました
から御了知下さい。

記

報告様式

第一様式

審査総数報告(月分)

委員会名

学部	適格者数	不適格者数	計
学部			
学部			
学部			
計			

第二様式(附、被審査者調査表)

適格者名簿(月分)

委員会名

判定年月日	学部	地位	氏名

備考

合計数は「その月における判定者」のみを計上し、仮判定
保留は一切含まないこと。

本報告には、文部省において教職適格確認書交付の際必要で
あるから、その月に審査された者の調査表各一部を添付する
こと。

第三様式

不適格者名簿 (月分)

委員会名

判定年月日	該当事項	学部	地位	氏名

本報告と同時に不適格者の判定書を送付のこと。

備考

一 地位は、教授、助教授、講師、助手、副助手等とし、国公

二八

立大学にあつては官職を附記すること。

二 該当事項は、「別表第一の一の八の前段」のように詳細に記入すること。

提出期日

一 第一様式による報告は、各月末までの審査状況を翌月一〇日までに必着するよう提出のこと。

二 第二様式、第三様式による報告は、翌月二〇日までに提出のこと。

三 審査人員のない月は、第二様式以下の報告は略し、第一様式によつて、その旨必ず報告すること。

* 第一、第二、第三様式とも横書、規格はB5五版とされている。

3 特殊事情の認められた者について(照会)

(昭和二五年五月二六日文人適第一〇〇号適格審査室主事発 適格審査委員長宛)

貴審査委員会において既に審査を終了し適格となつた者のうち、下記に該当する事例があれば、その者について別記事項によつて、本年五月迄の分については六月末日迄に、及び六月以降の分については、各月次報告を提出される

際に、あわせて当方へ御報告ありたい。

記

一 共同省令別表第一第八項に該当する者、例えば大政翼賛会支部長、翼賛壯年団長、在郷軍人分会長等にして、公職非該当となり、且つ名目的にも実際的にもその地位になかつたという理由で教職においても適格と判定されたもの。

二 現役下士官であつて、志願とは認められない故を以て、適格と判定されたもの。

三 憲兵隊とともに勤務した者、憲兵教習者等にして、特殊事情を認められて適格と判定されたもの。

四 その他、言論、行動、著書等に関し、審査の際相当の論議のあつた者であつて、適格と判定されたもの。

なおこのことについては、さきに「適格者中特定の者の調査について」(昭和二十二年発適二八号適格審査室長通知)によつて一部調査したところであるが、今般調査の必要があるので、確実な報告をせられたい。

別記事項

A 氏名 B 適格判定年月日 C 該当事項 D 適格と判定された理由(出来るだけ詳細に)

E 委員会における審議経過の詳細 F 議決投票の際の適否の数 G その他参考となるべき事項

註 この報告には、文部省訓令第三三條の規定による再審査の結果、貴委員会でも適格と判定された者及び昭和二十二年三月七日

以前に適格と判定された者を含まなう。

参考 「適格者中特定の者の調査について」

昭和二十二年三月七日適格審査室長通知

貴審査委員会に於て既に審査を終了し適格となつた者でその者の思想、言論、行動、著書等に関し審査の際相当の論議が行われた事例について、その者の氏名及びその間の事情の詳細、議決投票の際の適否の数、その他参考となるべき事項を附し至急確実なる報告をせられたい。

二九

右は連合国最高司令部民間教育情報部との協議に基き至急調査の必要があるのであるが、尙今後右に該当するものがあつた場合もやはり報告せられたい。

4 昭和二二年政令第五條第一項の規定の適用をうける者に 関する通知について

(昭和二五年八月七日文人適第一八三号適格審査室主事発 都道府県教職員適格審査事務主管課長宛)

教職員の除去就職禁止等に関する政令(昭和二二年政令第六二号)第五條第一項の規定の適用を受ける者については、同政令の施行に関する規則(昭和二二年共同省令第一号)第四條第一項の規定により、文部大臣又は都道府県知事は、教職不適格者として指定したむねを恩給その他の手当を給與する者に対して、あわせて通知しなければならぬことになつており、このことについては既に御勵行のことと思ひますが、今般内閣恩給局長よりこのことについて連絡があつたので、貴都道府県知事の指定した者であつて国の恩給の受給権利者について未だ恩給局長に通知しないものがあれば下記により右局長あて御通知下さるよう御連絡します。

なお、指定が解除された場合には、下記に「六、指定解除年月日」を追加して御通知下さる。

記

(通知の様式)

教職不適格者として指定した者のうち恩給受給権利者についての通知

- 一 氏名 生年月日 本籍地
- 二 (若し調査可能ならば)恩給証書記号番号

- 三 指定年月日及び該当條項
(通知のあて先)

東京都千代田区皇居大手門内恩給局長あて

- 四 指定した時の官公職名

- 五 (若し調査可能ならば)退職年月日

5 教育委員会委員候補者の適格審査について

(昭和二五年九月六日文人適第二二二号文部事務次官発 都道府県知事宛)

來る十一月一〇日行われる教育委員会委員の定例選挙に当り、下記事項に御留意の上しかるべくお取り計らい願います。

記

- 一 今回の教育委員会委員の選挙に関して文部大臣に対し調査表を提出すべき期日は、別紙案の通り都道府県委員会委員候補者については、昭和二五年九月一八日から同月二九日までと告示される予定であること。

- 二 地方委員会の委員の候補者について、調査表を提出すべき期日に関しては、貴知事において定めこれを告示すること。

- 三 都道府県委員会委員候補者の調査表の提出は、関係都道府県知事を經由することを原則とし、この場合の提出期日は、九月一八日から九月二七日までであるから、九月二七日二四時までに都道府県庁に到着したものについては特使を立てて文部大臣官房人事課適格審査室に持参し、二七日二四時以後都道府県庁に到着したものについては、二七日以前の郵便局消印のあるもの(二七日以前の発送を確認することが出来るものを含む)に限り前に準じ進達

されたい。止むを得ない事情があつて郵送する場合は、封筒に「教育委員会委員候補者調査表在中」と朱書すること。

四 前項の調査表提出期日については新聞、ラヂオによる発表、市区町村に対する通知等により、候補者及び推薦届出をしようとする者に徹底するよう取り計らうこと。なお、その際、都道府県委員会委員候補者の調査表提出に当つて貴知事を経由する所以は、文部大臣への提出を確実にし従つて教職適格確認書の交付を迅速確実にするための方法であるむねを周知せしめられるよう申し添える。

五 申請書には調査表一通(二通提出の中、一通は貴知事が保管のこと)を添え、なお、審査の迅速をはかる必要上調査表は、できる限り詳細に記入し、又著書、論文、講演の草稿その他の参考資料を必ず添えること。なお、調査表を受理した場合は、貴知事の保管にかかる分を貴県の教職員適格審査委員長に提示すること。

下記九項の場合も同様である。

六 教育委員会委員の候補者は、公選による公職の候補者であるが、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二年勅令第一号)第八條の適用については昭和二年政令第二二八号第二條によつて教職適格確認書の写を提出すればよいことになつてゐる。但し、委員当選後においては、公職資格審査を受けなければならない。

七 各主務大臣又は都道府県知事から交付された教職適格確認書は文部大臣から交付されたものと同様に有効であること。

八 教育委員会の委員候補者の調査表中、上司証明の欄は、上司のない場合に限り、推薦届人の署名捺印でも差し支えないこと。

九 教育委員会法第七條第三項の規定によつて都道府県議会で教育委員が選挙された場合、その者がまだ教職適格審査を受けていないときは、その審査をする必要があるので、知事において速やかに右委員より調査表二通(その中通は貴知事が保管のこと)及び審査資料を徴し、文部大臣に送付するよう取り計らうこと。

一〇 教育委員会法第七條第三項の規定によつて、市(特別区を含む)町村議会で教育委員が選挙された場合、その者がまだ教職適格審査を受けていないときは、速やかに当該委員より調査表二通及び審査資料の提出を求めて都道府県教職員適格審査会の審査に付すること。

なお、受理せられた調査表のうち一通は文部大臣に送付すると共に、右の者の審査結果を速やかに当方に報告のこと。

6 教職員の除去、就職禁止等に関する政令等の改正について

(昭和二年九月六日文人適第二〇五号適格審査室主事発 都道府県審査事務主管課長宛)

今般、教職員の除去、就職禁止等に関する政令(以下「政令」という。)、同政令の施行に関する規則(以下「施行規程」という。及び教職員の適格審査をする委員会に関する規程(以下「委員会規程」という。が改正され、このことに関しては貴知事あて本省事務次官から通知されたが、その改正の要領は下記のようなので御了知下さい。

記

一 政令の一部改正について

国立学校設置法、国家公務員法、日本国有鉄道法、公職選挙法の施行に伴い、必要な改正を行つた。

1 第二條中の「官立」を「国立」と改め、「教育関係官吏」を「教育関係の公務員(日本国有鉄道の職員を含む。)」と改めた。これは、「官立」及び「官吏」の字句の使用が不適当となつたため、またこれには、日本国有鉄道の職員を含むこととした。

2 公職選挙法の施行に伴う改正

同法第八六條の規定により教育委員会の委員の候補者については、推薦届出のほか候補者自らもその届出ができることとなつたので、第四條の二の一部を改正した。

二 施行規則の全部改正について

政令の一部改正及び私立学校法、関係各府省設置法等の施行に伴い、当然機械的に改正すべきものを改正し、またこれらの新法律の施行により新たに審査対象とするのを至当とするものが生じたので、教職の範囲を改正した。あわせて数次にわたる改正により複雑となつた條文を読みやすくするために、施行規則の全部を改正した。

1 教職の範囲の改正

イ あらたに審査対象としたもの（おもなもの）

（イ） 教育刷新審議会の委員及び臨時委員

（ロ） 私立学校審議会および私立大学審議会の委員

（ハ） 社会教育委員及び図書館協議会の委員

（ニ） その他都道府県または市町村の教育関係機関等であつて文部大臣が指定するものの教職員

ロ 削除したもの

（イ） 高等財務講習所

（ロ） 海務学院及び高等商船学校（商船大学に包括）

ハ 名称の変つたおもなもの（かつこ内は旧名称）

（イ） 矯正保護研修所（刑務官練習所）

（ロ） 国立教護院（国立の少年教護院）

（ハ） 海上保安学校（海上保安教習所、燈台官吏養成所、水路技術官養成所）

（ニ） 郵政職員養成所（通信講習所）

（ホ） 電気通信職員養成所（逓信講習所）

ニ 官の級別廢止に伴い、従前の二級官以上に相当する者については、九級以上の職にある者と改めた。また、審査対象のうち、職員については、従前三級官以上またこれに相当する者となつていたのを、雇よう人またはこれに準ずる者を除く職員とした。

2 條文の改正

イ 従前の第一條を二條に分ち、その第一項を第一條としその第二項以下を第四條とした。

第一條においては、従前の「判定標準」を「教職不適格者と判定すべき基準」に改め、第四條においては、「就職予定者」に対する審査についての規定を明確にした。また、教職不適格者としての指定をする場合、その者の住所不明の場合に処するために、公告をもつて通知にかえうることとした。

ロ 従前の第二條と第三條は、入れ替え、第三條においては「令第三條の規定により」の一句を入れて解職解任の根拠を明確にした。

ハ 従前の第四條、第五條および第六條は、それぞれ一條ずつ繰り下げて、第五條、第六條および第七條とした。また第四條の文部大臣または都道府県知事の指定すべき範囲及び第六條の文部大臣または都道府県知事の調査表を徴取すべき範囲については、別表第二の項を用いて表現することとし、第六條においては、さらに調査表を徴取した場合は、直ちにそれを審査会に附することを規定した。

ニ 従前の第五條の二を第八條とし、第六條第二項の特例的な規定とした。なお、従前は、「確認を求めなければならぬ」とあつたのを「調査表二通を提出しなければならない」としたが、これは調査表提出に主眼をおいたのであつて、取扱には変更はない。

ホ 従前の第七條を第九條とし従前の規定のように各府省の教育施設名を列挙することなく、「関係主務大臣と

読み替えるものとする」とした。

へ 別表第二においては、第一項から第八項までを文部大臣の、第一項から第二〇項までを都道府県知事の教職不適格者としての指定すべき範囲及び調査表を徴取すべき範囲とした。なお第九項及び第一〇項は、都道府県との教育関係の公務員に関する項であつて、第四條及び第六條に規定されているように、そのうち九級以上の職にある者は文部大臣の、それ以外の者(雇よう人を除く)は都道府県知事のそれぞれ指定または調査表を徴取すべき範囲とした。

ト 別記様式第一をあらたに設け、従来閣令内務省令による様式に準拠していた調査表の様式を規定した。
チ なお別表第一は何らの変更はなく、従前の別記様式は、別記様式第二とした。また今回の改正においては、條文の排列を政令のそれになるべく一致させるようにした。

三 委員会規程の一部改正について

政令の一部改正及び施行規則の全部改正に伴い、関係規定を改正するとともに、その他の必要な改正を行つた。

1 政令及び施行規則の改正に伴う改正

イ 第一條を全部改正し、各審査会ごとに項を設け、施行規則の別表第二の項を用いて審査対象を規定した。

ロ 第二條、第四條および第五條中の「官吏」を「職員」と改め、「関係各庁」に日本国有鉄道を含めることとした。

2 その他の必要な改正

イ 文部省設置法等の施行に伴い「審査委員会」を「審査会」と改称することとし、あわせて題名を「教職員の適格審査会に関する規程」と改めた。

ロ 学校教育法等の施行に伴い、第三條中の「大学総長」を削除することとした。

ハ 各審査会の招集については、第一〇條には審査会成立の際の招集についての規定があるので、審査会

成立後の招集についても規定することとした。

ニ 第一條の改正に伴い、附則第四項中の字句を改正した。

四 今般の改正に伴う措置について

今般の改正に当つて、特に御留意の上措置されたいのは次の諸点である。

1 貴都道府県に設置されている教職員適格審査委員会の名称を、都道府県教職員適格審査会と改称すること。

2 あらたに審査対象として追加された私立学校審議会の委員、社会教育委員等については、直ちに調査表その他の必要資料を徴して審査を行うこと、やむを得ない場合においても、新任者(就任予定者を含む。)及び退任者(退任しようとする者を含む。)は、必ず審査すること。

3 調査表の様式については、一部(主として備考)変更が行われたが、当分の間、なお従前の様式のものを用いてさしつかえない。ただし今後印刷される場合には必ず施行規則別記様式第一によること。

4 教職適格確認書の様式には何ら変更はなく、また、従前の施行規則によつて交付された教職適格確認書は、この施行規則第七條の規定によつて交付されたものとみなされ有効である。なお今後教職適格確認書の交付に当つては、必ず被審査者からの申請によること。ただし、この申請書がその者の所屬長またはその代理者によつて提出されることはさしつかえないと認められるので念のため。

5 教育委員会の委員の候補者たるべき者の審査については、別に通知するから、それによられること。

6 貴都道府県の教職員については、従前は二級以上の者が、文部省内の教職員適格審査会の審査対象であつたが今般の改正により九級以上の者と改められたこと。

7 施行規則別表第二第二〇項の規定による教育関係機関等については、おつて文部大臣告示をもつて指定される予定であること。

なお貴都道府県において教職をうけるべきものと考えられる教育関係機関等については、本省あて御連絡あるよ

うお取り計らい下さい。

8 各府省所管の教育施設等の教職員の審査については、関係各庁との協議により後日具体的に通知する予定であるが、それまではなお従前の例によること。

6 なお貴都道府県の審査会の審査対象（施行規則別表第二第五項第一号に掲げるものを除く。）であつて、現在なお未審査である者については、至急調査表を提出させ審査を行うこと。

7 本年度卒業の教員養成諸学校生徒の教職適格審査について

（昭和二十五年二月一日文入適第二八八号適格審査室主事発 教員養成諸学校長及び都道府県審査委員長宛）

このことについては、本年度も昨年度と同様に取り扱うこととなつたので通知する。
なお取扱要領は次のようであるので念のため申添える。

記

一 各教員養成諸学校においては、生徒の卒業前に必要な調査表を徴し、それぞれ学校所在地の都道府県教職員適格審査会に審査の手続きをとること。但し、文理科大学等の卒業者で教職につこうとする者は、就職先の学校長を通じてそれぞれの審査会に審査を請求すること。

二 都道府県教職員適格審査会においては、教員養成諸学校生徒については、当該生徒が卒業後直ちに教職につくことができるように、卒業日まで、なるべく審査を終了するようにすること。

8 非常勤の職員の適格審査について

（昭和二十五年二月一日文入適第二九五号人事課長発 関係学校長及び関係機関長宛）

官房各課長、各局長、文化財保護委員会事務局長、各所轄機関長、各国公立大学長、東京歯科大学長宛

今般教職員の除去、就職禁止等に関する政令の施行に関する規則の改正に伴い、その別表第二第一項の大学の職員及び同表第三項の文部省の職員は、雇よう人又は雇よう人に準ずるものを除き、すべて審査の対象となることとなつたが、このうち非常勤の職員については、（一）法令に基く審議会等の委員、臨時委員等の職及び（二）通常事務官又は技官の占めるべき職にある者及びこれらの職につこうとするものが、その範囲に含まれる者として定められましたので、これについては下記のように措置されるよう連絡します。

記

一 上記の職にある者又は上記の職につこうとする者については、その者についての調査表二通及び調査カード三枚を当課適格審査室あて至急提出すること。

二 上記の職に就任（又は採用）及び退任（又は退職）の際には、教職不適格者でない旨を上申（又は内申）の書類に添書すること。

（注意）上記（二）の通常事務官又は技官の占めるべき職にある者とは、翻訳員、通訳員、調査員、事務補佐員、技術補佐員、検査員等であつて、数名の下級職員を指揮するような地位にある者をいう。

なお、非常勤の職員である講師、研究員、副手等であつて、学生生徒に対して教科を教授し、又は教科について直接指導する者は、教員として審査の対象となるので念のため申し添えます。

9 公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者の教職適格審査について

(昭和二十五年二月二十八日文人適第三〇三号文部事務次官発 知事大学長及び審査委員長宛)

公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者について、教職適格審査をする場合は、憲兵及び正規陸海軍將校その他の軍関係者を除き、次のように取り扱うことになつたから通知する。

記

一 従来は政令第六二号の施行に関する共同省令第一号別表第一の第八項前段に該当する者は、第一審においては必ず不適格と判定する例となつていたが、今後は公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者については、同共同省令第一号別表第一の第八項後段及び同表の他の各に該当しないかどうかをよく審査の上、もし該当しなければ適格と判定して差支えない。但し、右第八項後段及び同表の他の各項の解釈は、教職適格審査の従来標準によること。

このことは公職該当の事由が單にその者の占めた地位によるものでなかつた場合には特に留意すること。

二 公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者について、第一審において再審査又は審査した場合には、その結果を次の様式によつて、文部大臣あて報告すること。

(様式)公職指定解除者の審査結果報告

審査会名

一 氏名 二 就こうとする教職(又は最後に占めた教職) 三 現住所 四 公職該当指定年月日

五 公職該当事由 六 公職指定解除年月日

七 教職不適格指定年月日(該当しない場合は「該当なし」と記入のこと。)

八 教職不適格事由(該当しない場合は「該当なし」と記入のこと。)

九 判定結果及び経過 一〇 判定年月日 一一 備考

(注意) なお公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者の審査に関する手続は次のようになる。

一、公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者が、かつて教職不適格者としての指定を受けていない者であれば第一審査会で審査し適否を決定する。

審査を行う場合には、公職該当指定を解除された通知の写及び解除申請の際に提出した反証資料等を提出せしめること。

二、公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者が教職適格審査会の審査の結果、教職不適格の判定を受けている者であれば、第一審の審査会より、昭和二十二年文部省訓令第三号第三三條の規定により、支部大臣に再審査指示の申請をなし、大臣より指示があつた後、審査に附し、適否を決定する。

再審査指示の申請を行う場合には、公職該当指定を解除された通知の写及び解除申請の際に提出した反証資料等を本人より提出せしめて添附すること。

三、昭和二十二年共同省令第一号別表第二の範囲に該当し教職不適格者として指定された者で公職に関する覚書該当者としての指定を解除された者については、現行政令第六二号附則第四項の規定に基き、知事、学校長より(校長、事務職員の場合には文部次官より)文部大臣あて指定解除の申請をする。

指定解除の申請を行う場合には、公職該当指定を解除された通知の写及び解除申請の際に提出した反証資料を本人より提出せしめて添附すること。なお、指定解除の申請の手続については、現行訓令第二五條及び昭和二十一年一月三〇日付発適一三号を参照のこと。

三 その他

1 教職員の公職資格審査について

(昭和二五年二月一日国人第一四七号人事課長発 関係学校長及び関係機関長宛)

教職員の公職資格審査について、今般内閣総理大臣官房監査課長より二月二日付で別紙一が通知され、八級職以下の官吏等も内閣総理大臣の審査を要することとなり、更にこれが取扱方について二月七日付で別紙二が通知されたので、下記により、内閣総理大臣の審査を受くべき者の名簿及び調査表等を当課適格審査室あて提出されたい。

記

- 一 名簿の様式及び記入方法は、別紙二によること。
- 二 九級以上の者であつても公職未審査の者は、この名簿に記入すること。
- 三 別紙二の中の「貴省限りですでに審査済の者」とは、「内閣総理大臣の審査を受けない者で教職適格審査だけを受けた者」をいい、「未審査の者」とは、「教職適格審査を受けるべき者で未だ受けない者」をいう。
- 四 なお、名簿及び「未審査の者」の調査表及びカードは、当方において整理する必要があるので、明年一月一〇日までに必着するよう提出されたい。
- 五 また公職未審査で教職審査済の者の調査表及びカードは、明年一月二〇日までに整備し保管せられたい。

別紙一

1 八級職以下の官吏等の公職資格審査について

(昭和二五年二月二日総資第四九七号内閣総理大臣官房監査課長発)

このたび連合国最高司令部の指示により本年五月二七日付総資第三三六号通牒に基いて内閣総理大臣の審査を要する者以外の事務官、技官、教官等の官吏(都道府県知事の指揮下にある官吏並びに身分が国家地方警察都道府県本部に属する官吏を除く)及びその他の職員についても内閣総理大臣の審査を実施することとなつたので、当方より追つて指示する期日までに調査表(和文のみ)一部宛を提出するよう、貴省庁所管部局に御連絡の上、至急お手配願います。

なお、準備の都合上、左記事項について折返し御回報願います。

記

- 一 総資第三三六号通牒に基いて貴省庁限りで審査を行うべき者の数
- 二 右のうち未審査の者の数
- 三 調査表提出に要する見込日数

別紙二

八級職以下の官吏等の公職資格審査事務の取扱について

(昭和二五年二月七日総資第五〇〇号内閣総理大臣官房監査課長発)

標記の件については、二月二日貴省(庁)関係事務担当官の御参集を願ひ打合せ済であるが、その後事務取扱に

ついて多少変更したところもありますから、左記により早急に御手配願いたく、念のためお知らせ致します。
なお、貴省（庁）関係の外局に対しては、当方より通知しないから、必ず貴職において御通知願いたく、御依頼申し上げます。

記

- 一 別記様式により内閣総理大臣の審査を受くべき八級職以下の官吏等の名簿は四部必ず明年一月二〇日までに当方へ送付されたい。
- 二 右名簿には貴省（庁）限りで、すでに審査済の者と未審査の者とに区別し、それぞれアルファベット順に配列されたい。
- 三 名簿提出と同時に貴省（庁）限りで、すでに審査済の者の調査表（和文）及びカード各一部宛をアルファベット順に整理し、当方より何分の通知をするまで保管しておかれたい。
- 四 未審査の者の調査表（和文）並びにカード各一部は名簿提出と同時に当方に提出されたい。
- 五 一月二〇日以降明年一月二〇日までに八級職以下の官吏等に任用された者は前号による未審査の者として取扱われたい。
- 六 明年一月二〇日以後新たに八級職以下の官吏その他これに準ずる職員（公団、公庫を除く）等に任用しようとする時は必らず事前に調査表（和文）及びカード各一部宛を当方へ提出し、内閣総理大臣の非該当の確認を得た上で任用されたい。
- 七 本件について不詳の点は直接当課に連絡されたい。
- 八 調査表及びカードには同一の整理番号を付されたい。

様式

（名簿）

番号	官職氏	名	判定	番号	官職氏	名	判定
	事						
	技						

備考

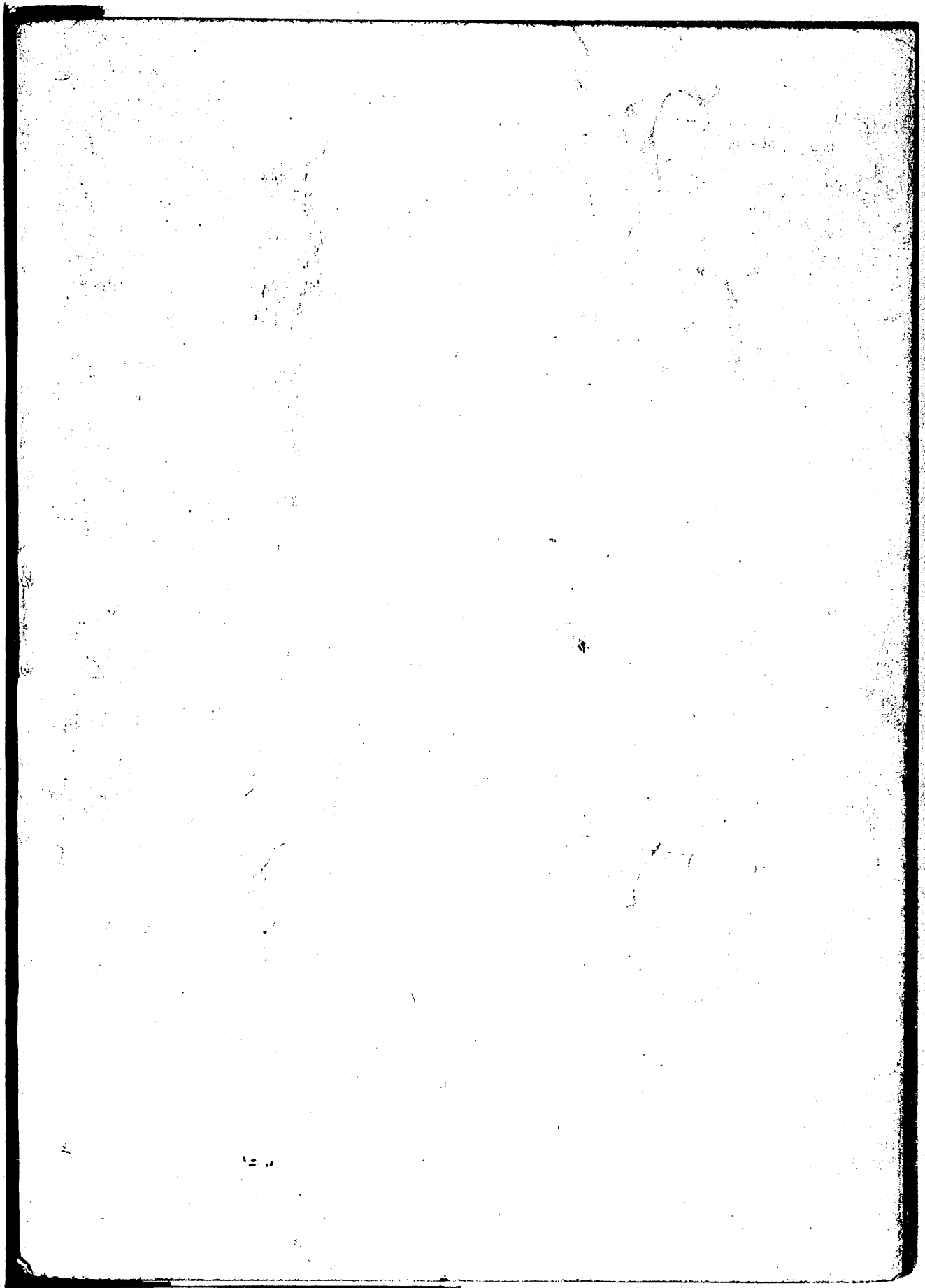
- 一、貴省（庁）限りで、すでに審査済の者については番号欄に貴省（庁）の調査表及びカードと同一の整理番号を記入のこと。
- 二、未審査の者については、番号欄は空欄にしておくこと。
- 三、官職の欄には事務官は（事）技官は（技）等の官職を表す略称を記入のこと。
- 四、氏名にフリガチを付けること。

2 恩給給與規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）

第十九條ノ二 第一條乃至前條ノ場合ニ於テ請求者が公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覺書該當者の指定の特免に關する政令（昭和二十四年政令第三十九号）第六條後段ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ第一條乃至前條ノ規定ニ依ルノ外請求書ニ同令第五條ニ規定スル覺書該當者ノ指定ノ特免ノ通知書ノ写ヲ添附スベシ但シ前ニ恩給証書ヲ受ケタルコトアル者ナルトキハ第一條乃至前條ノ規定ニ拘ラス覺書該當者ノ指定ノ特免ニ依ル恩

給請求書ニ通知書ノ写ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ

第一條乃至前條ノ場合ニ於テ請求者ガ昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク教職員ノ除去、就職禁止等ニ関スル政令（昭和二十二年政令第六十二号）附則第五項ノ規定ニ該当スル者ナルトキハ第一條乃至前條ノ規定ニ依ルノ外請求書ニ同令附則第四項ノ規定ニ依ル教職不適格者ノ指定ノ解除ノ通知書ノ写ヲ添附スベシ但シ前ニ恩給証書ヲ受ケタルコトアル者ナルトキハ第一條乃至前條ノ規定ニ拘ラズ教職不適格者ノ指定ノ解除ニ依ル恩給請求書ニ通知書ノ写ヲ添附シ裁定庁ニ之ヲ差出スベシ。



IV-6